

# 保険・年金 フォーカス

## 新しい生命保険料控除制度 新制度と旧制度の比較

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史  
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

例年10月頃、加入している生保会社から「生命保険料控除証明書」が送付されてくる。

給与所得者にとっては年末調整で「給与所得者の保険料控除申告書」を作成するための、自営業者などにとっては「確定申告書」を作成するためのいわば「必須アイテム」として、毎年目にするものである。

2012年秋送付の「生命保険料控除証明書」には、「新制度」、「旧制度」といった文言や、場合によっては、「介護医療保険料」といった文言が追加されるなど、従来の「生命保険料控除証明書」と比べると大きな変更があったはずである。

中には、「医療保険に入っているはずなのに、『介護医療保険料』という欄に数字の記載がないのはどうしてだろうか」などと不思議に思った方がいたかもしれない。

生命保険料控除制度は1924年に創設され、1984年から個人年金保険料控除が新設されたが、2012年から介護医療保険料控除が新設されるとともに、従来の生命保険料控除制度（「旧制度」。2011年12月31日以前契約に適用）と、新設された介護医療保険料控除の適用がある新しい生命保険料控除制度（「新制度」。2012年1月1日以降契約に適用）に区分され、「新制度」については所得税や住民税の控除限度額も変更されている（所得税については2012年から、住民税については2013年から適用）。

本稿では、「生命保険料控除証明書」を実際に見ている顧客の視点に立って、新しい生命保険料控除制度について解説することとしたい。

### 2—生命保険料控除制度

#### 1 | 新制度と旧制度

「生命保険料控除証明書」において第一に確認しなければならないのは、加入している生命保険契約について「新制度」が適用されるのか、「旧制度」が適用されるのかである。

「旧制度」は2011年12月31日以前契約に適用され、新設された介護医療保険料控除の適用はない。

「医療保険に入っているはずなのに、『介護医療保険料』欄に記載がない」のはこのことが理由のひとつである。

一方、2011年12月31日以前契約であっても、2012年中に「契約転換」、「主契約や特約の更新」、「特約の途中付加」があった場合は、こうした変更のあった月以降の生命保険料について、「新制度」が適用される（来年度以降も同様。なお、「リビング・ニーズ特約」や、「災害割増特約」などの途中付加のみの場合は「新制度」が適用されることはない）。

「生命保険料控除証明書」には、適用される制度が「新制度」なのか、「旧制度」なのかが記載されている。

## 2 | 介護医療保険料控除の新設

つぎに、2012年1月1日以降契約には、新設された介護医療保険料控除が適用されるが、対象となる介護医療保険契約とは、入院や通院、介護などを原因として給付されるもので、医療保険・医療特約や介護保険・介護特約などが該当する。

医療保険や介護保険などには、一般の生命保険料控除の対象となる死亡保障が組み込まれているケースがあり、たとえば、医療保険については、死亡保険金額が入院給付日額の100倍以内の場合は、介護医療保険料控除が適用される（100倍を超える場合は、一般の生命保険料控除が適用される）。

すなわち、2012年1月1日以降に加入した医療保険や介護保険などにおいても、新設された介護医療保険料控除が適用されず、一般の生命保険料控除が適用されるケースがありうる。

「生命保険料控除証明書」には、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除それぞれの証明額が記載されている。

## 3 | 控除限度額の取扱

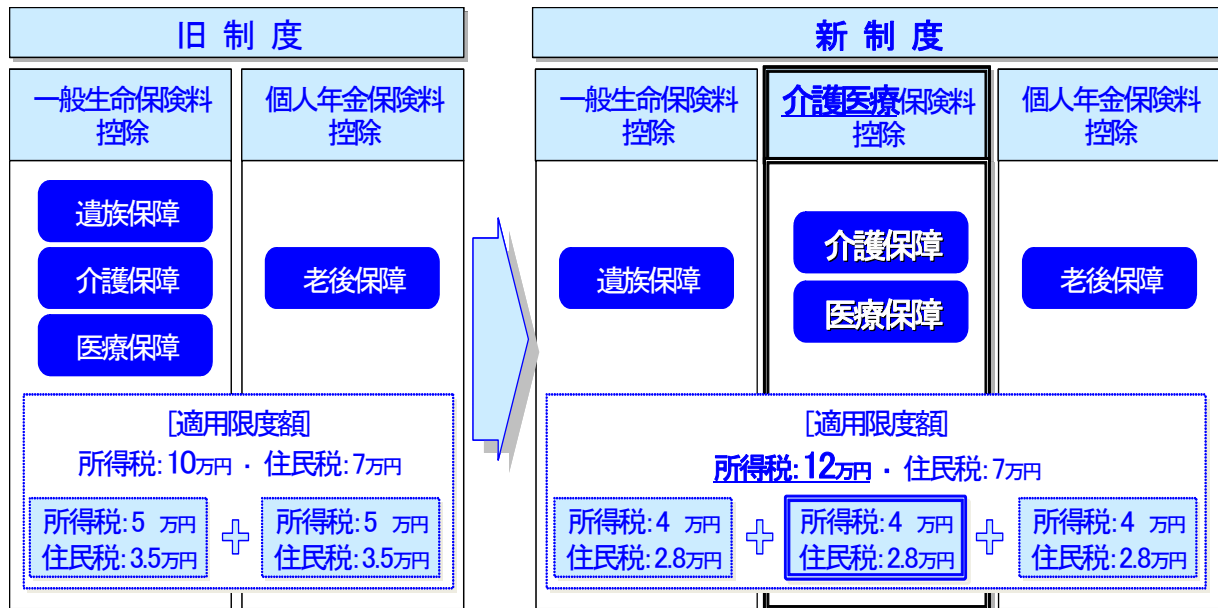
控除限度額は、「旧制度」においては、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除それぞれ所得税5万円・住民税3万5千円で合計所得税10万円・住民税7万円であるが、「新制度」においては一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除それぞれ所得税4万円・住民税2万8千円で合計所得税12万円・住民税7万円となっている。

「旧制度」と「新制度」を比較すると、合計の所得税の控除限度額が10万円から12万円に拡充されている（住民税の限度額は変更なし）。

一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除の控除額については、2012年1月1日以降契約と2011年12月31日以前契約の双方に加入している場合には、①2012年1月1日以降契約について新制度により計算した控除額（最高4万円）、②2011年12月31日以前契約について旧制度により計算した控除額（最高5万円）、③①と②の合計額（最高4万円）のいずれかが選択できることとされた。

ほとんどの生保会社のホームページには、具体的なケースも含め、こうした点についても記載されている。

## 新たな生命保険料控除制度



(出典) 生命保険協会「平成 25 年度税制改正に関する要望」(2012 年 7 月) の図表 7 を一部筆者修正

### 3—おわりに

「給与所得者の保険料控除申告書」や「確定申告書」の作成に当たり、生保会社からの「生命保険料控除証明書」などを見ても不明な点などがあれば、各社に問い合わせ、確認する必要がある。

一方、「新制度」において介護医療保険料控除が一般の生命保険料控除と別枠で新設されたことに伴い、「旧制度」において、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除それぞれ所得税の控除限度額である 5 万円が適用されていたケースでも、2012 年 1 月 1 日以降、介護医療保険料控除が適用される医療保険などに新たに加入したり、一般の生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除それぞれの対象となる契約へ転換したりすることなどで、合計の所得税の控除限度額は 10 万円から 12 万円に拡充されることがある(一方で、個々のケースによっては控除限度額が縮小することもある)。

生命保険の加入や見直しなどに当たっては、自らのライフサイクルなどに応じ、死亡保障・医療保障・年金をはじめとした必要な保障は何かについてしっかり把握することが大前提であるが、その際にも、実質的な保険料負担を軽減する制度である生命保険料控除制度について認識しておくことが望ましいのではないかと。

### [参考文献]

三井慶一「新たな生命保険料控除について」『生命保険経営』第 80 巻第 4 号 (2012 年 7 月)

国税庁ホームページ

生命保険協会ホームページ、生命保険文化センターホームページ

各生保会社ホームページ